

原子力発 第19404号
令和2年 2月 27日

原子力規制委員会 殿

住所 香川県
氏名 四国管 5号
取締役社長
社長執行役員 長井 啓

使用前検査申請書の記載内容の変更について

令和元年11月7日付け原子力発 第19281号で申請しました伊方発電所第3号機使用前検査申請書の記載内容を別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

以上

1. 使用前検査申請書

伊方発電所第3号機

使用前検査申請書番号

原子力発 第19281号（令和元年11月 7日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

【申請書記載事項】

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	<p>工事の工程 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時（四号）</p> <p>期日 自 令和 2年 3月 9日 至 令和 2年 3月 28日</p> <p>場所 伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3)</p>
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和2年 4月 27日

(変更後)

【申請書記載事項】

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	<p>工事の工程 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時（四号）</p> <p>期日 自 未定 至 未定</p> <p>場所 伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3)</p>
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	<p>工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）</p> <p>期日 自 未定 至 未定</p> <p>場所 伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3)</p>
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	未定

変更理由

令和2年1月17日、広島高等裁判所での抗告審において、伊方発電所3号機の原子炉を運転してはならないとの決定がなされたこと等により、今後の工程が見通せなくなつたため、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」の記載を変更する。

2. 2 工事の工程に関する説明書

変更内容は、添付資料のとおり。

3. 添付資料

添付資料 「工事の工程に関する説明書」 変更前後比較

(変更前)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	令和元年			令和2年		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月
原子炉本体				△ 使用前検査(四号)	↔ △ 使用前検査(五号) ▲ 使用前検査(五号)	

△ 燃料装荷検査、臨界ボロン濃度測定検査、減速材温変係測定検査、停止余裕検査

▲ 負荷検査(その1)

— 工事期間

(変更後)

工事の工程に関する説明書

年月		令和元年 12月		未定	
項目					
原子炉本体		△	△	△	△
		使用前検査 (四号)	使用前検査 (五号)	▲	△

△ 燃料装荷検査、臨界ボロン濃度測定検査、減速材温度係数測定検査、停止余裕検査

▲ 負荷検査 (その1)

— 工事期間

変更理由
令和2年1月17日、広島高等裁判所での抗告審において、伊方発電所3号機の原子炉を運転してはならないとの決定がなされたこと等により、
今後の工事が見通せなくなったため、工事に関する記載を変更する。